

平成30年度第4回石狩市国民健康保険運営協議会・議事録

日 時 平成31年2月19日(火)
午後6時30分～7時10分
場 所 石狩市役所5階 第1委員会室

会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 議題
 - (1) 平成31年度石狩市国民健康保険事業特別会計予算(案)の概要について(報告)
 - (2) 石狩市国民健康保険税条例の一部改正について(報告)
- 4 その他
- 5 閉 会

出席者(8名)

会 長	内 田 博	副会長	築 田 敏 彦
委 員	堀 内 秀 和	委 員	久保田 陽 子
委 員	町 口 知 子	委 員	我 妻 浩 治
委 員	高 松 雄一郎	委 員	清 水 康 博

事務局(6名)

健康推進担当部長	上 田 均	納税課長	石 倉 衛
国民健康保険課長	宮 野 透	納税担当主査	富 木 則 善
賦課・資格担当主査	寺 嶋 英 樹		
給付担当主査	榎 敏 則		

傍聴者 1名

《平成30年度第4回石狩市国民健康保険運営協議会》

開 会（18：30）

○事務局（宮野課長）

本日は、大変お忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。

それでは定刻となりましたので、ただいまから平成30年度第4回石狩市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

はじめに、本日の出席状況についてでございますが、石狩市国民健康保険条例第2条に規定する委員の過半数が出席されており、石狩市国民健康保険運営協議会規則第5条第2項の規定に基づき、会議の開催要件を満たしておりますことをご報告申し上げます。

なお、岩田委員、長瀬委員におかれましては、所用により欠席されるとのご連絡をいただいておりますことをご報告させていただきます。

次に、本日の資料について確認をさせていただきます。

資料につきましては、先週郵送させていただいておりますが、会議次第のほか、資料1 平成31年度石狩市国民健康保険事業特別会計予算案の概要、資料2 石狩市国民健康保険税条例の一部改正となっております。

不足等はございませんでしょうか。

お手元にならぬようございましたら事務局まで申し出願います。

それでは、内田会長から一言ごあいさつをいただいた後、議事に入っていただきたいと思います。

内田会長、よろしくお願いいたします。

○内田会長

こんばんは。

皆さまにおかれましては、お忙しいところお集まりいただき、誠にありがとうございます。

本日もよろしくお願いいたします。

それでは、早速ですが議題に入ります。

はじめに、平成31年度石狩市国民健康保険事業特別会計予算案の概要についてです。

事務局から報告をお願いします。

○事務局（榎主査）

～「平成31年度石狩市国民健康保険事業特別会計予算（案）の概要について」報告～

○内田会長

ただいま報告がありましたが、この件に関しましては事前質疑の提出がありませんでした。

報告を受けて、委員の方でご不明な点など、改めて確認しておきたいことがございましたら、お願いいたします。

詳しい説明は今回が初めてだと思いますので、いろいろあると思います。

○築田委員

2ページの2款の特別交付金の中の①、保険者努力支援分というのはどのような内容か説明をお願いしたいと思います。

○事務局（宮野課長）

平成30年度、今年度から新しく創設された道からの補助金ですが、元は国費になります。

国のお金として道を経由して入ってくるもので、中身としては、国民健康保険が特定健康診査の受診率向上やジェネリック医薬品の普及促進など様々な保健事業を実施しているのですけれども、その中身が一律点数化されまして、その点数が高い保険者ほど多く道からの交付金をもらえるという仕組みで、保健事業を一生懸命頑張った市町村に対して、より多く交付金を出しますという制度です。

ですので、それぞれの市町村が交付金を獲得するためということもあるのですけれども、被保険者の

健康保持増進に取り組んで医療費の適正化、抑制というものに努力すると、それに見合った成果をあげれば補助金というものを多く獲得ができるという仕組みになります。

これが保険者努力支援金分として入ってくる交付金ということになっております。

○内田会長

そのほかございますか。

○堀内委員

今のところで1から4までで1億1千万円ですが、これらの割合、支援分としては大きいのですか。

○宮野課長

特別交付金の約1億1千100万円の大体の内訳ですが、保険者努力支援分として約2千万円程度です。

特別調整交付金、市町村向けというものが約4千万円ぐらい、北海道繰入金2号分が約4千500万円程度、残りの特定健診等負担金が600万円ということで、保険者努力支援分を見ますと大体1億のうちの2千万ですので、5分の1程度という内容になっています。

○内田会長

よろしいですか。

○堀内委員

はい。

○内田会長

単年度黒字の基金に積み立てるというのは、石狩市はあまり関係ないと思うのですが、将来はここで運用して増やなさというお話ですか。

○宮野課長

いいえ。

○内田会長

それはないと。

○宮野課長

はい。

単年度の収支が赤字になる想定で予算を組んでいませんので、想定している収納率よりも保険税の収納率が少しでも上がればその分は収入が増えますので、その分黒字になるだろうと予想しております。

黒字になった部分は、国保会計では累積赤字を抱えているので会計決算するとその分、自動的に累積赤字が減ってしまうのですが、市の考え方として、新しい制度が始まる前の負の遺産的にできた累積赤字については、一般会計からの繰入によって段階的に減らしますという方向性でおります。

新しい制度が始まった後の単年度収支の黒字については、累積赤字を減らすために使わないで基金の方へ積み上げて、次年度以降の保険料の改定というものが発生したときの財源に活用していこうということで考えております。

ですので、黒字が発生すればそのような活用の仕方をするということになります。

○内田会長

わかりました。

そのほかございますか。

○久保田委員

3 ページの第三者行為損害賠償請求事務委託とありますが、例えば交通事故などによる整形受診の場合がほとんどだと思うのですが、内科ではこういうことはないと思うのです。

そうになりましたときに、MRI などのエックス線撮影の使用の多さといいますか、そういったものによって判断されるものでしょうか。

例えば、被保険者の立場で自分は転んだとか、第三者が入らない状態で転んで怪我をしたというとき

に整形外科を訪れて診察してもらいますけれども、その場合、昔私がそういうものをみてきたせいもあるのですが、この程度だと1枚か2枚で済むだろうと思っていたものが、ほかのところで何かあっては困るからということで、もう2、3枚撮らせてくださいと撮られることがあるのです。

それで、これだけエックス線撮影を撮るぐらいなので、もしかしたら交通事故だったのか、または第三者から怪我をさせられたのかと、そういったことで判断されるのかと思ったのですけれどもどうでしょうか。

○事務局（宮野課長）

ただいまのご質問ですが、第三者行為によって治療が発生したのかどうか見つけるために石狩市の国民健康保険で受診をされた方、病院にかかった方のレセプト、いわゆる病院で作る診療報酬明細書という診療内容を記載した明細書があるのですけれども、それは必ず保険者で管理しなくてはならないものですので、石狩市の国民健康保険に入っている方の分についてはすべて確認することができます。

ですので、頭部打撲であるとか、頸椎など首の方で、例えば車に追突されてしまって首に少し治療が必要になった症状があるですとか、そういう診療内容の症状によって第三者行為として疑われるものをレセプトから選び出して、そして実際に怪我をされた方に対してどういう原因で怪我をされたのかという確認の手紙を出して、そこで確認しているということになります。

その求償事務委託というのは、実際国保の職員が第三者求償という部分に深く携わるには、かなり知識が足りなかったり難しい面もあるので、行政書士法人の方に委託をして、そのような受診された患者さんへの照会ですとか、交通事故の場合、損害賠償請求を損保会社の方へしなくてはならないのですけれども、それらの書類を整えて提出していただいたりですとか、そういう業務を委託しているという中身になっております。

○久保田委員

もう1ついいでしょうか。

例えば、国保連合会の場合でしたらば、医療機関から請求がきたときに審査委員会の方でたいてい見つけて、患者さんが申し出た傷の状態で、なぜこれだけのレントゲンの写真撮る必要がありましたかという照会が昔はよくあったのですけれども、そういったことはいまはあまりないのでしょうか。

○事務局（宮野課長）

そのような中身はいまも実施しております。

国保連合会の方で、第三者求償として疑わしいものはリスト化されて出てきますので、そのようなものも活用すると同時に、本市においても疑わしいその診療報酬明細書というものを見つければ、合わせて対応しているという状況です。

○久保田委員

患者さんの方からしてみたらそういったことではないということで、一応全部詳しくご説明してお返しするのですけれども、そのようなことでよろしいですか。

○事務局（宮野課長）

はい。

内容、状況を患者さんの方に直接確認をして、どういう状況で怪我をしたのか、例えば、第三者の方から殴られてしまって怪我をしてしまったという場合もありますし、外で何か作業されていて転んだ拍子に顔面を打撲されたとか、様々な状況があるので、そういうのをすべて疑わしいのを確認した上で求償事務に繋げていっているといった中身になります。

○久保田委員

ただ、お医者さんからもう少し撮らせてくださいとか、エックス線の写真を撮ってもいいですかといわれることがあります。

その時患者サイドとしましては、このぐらいでよろしいのではとはいえませんが、たいていは医師

のいわれたとおりになってしまいますが、それはそれとして考えてよろしいのですか。

○事務局（宮野課長）

その第三者の方に怪我をさせられた中身についての診療の幅というのは、クリニック若しくは大きな病院の先生が治療行為について判断されるかと思えますので、それに基づいて作られたレセプトの中身をもとに、第三者行為としての賠償の中に入るのかどうかという判断するということになります。

○久保田委員

はい、わかりました。

○内田会長

そのほかいかがでしょう。

（なし）

ないようでしたら、これにて平成 31 年度石狩市国民健康保険事業特別会計予算案の概要についての報告と質疑を終わります。

続きまして、議題の 2 番目、石狩市国民健康保険税条例の一部改正について、事務局から報告をお願いします。

○事務局（寺嶋主査）

～「石狩市国民健康保険税条例の一部改正について」報告～

○内田会長

ただいまの報告に関しても事前質疑の提出はありませんでした。

この報告を受けて、委員の方でご不明な点、改めて確認しておきたい点などございましたらお願いいたします。

（なし）

では質問はないということで、石狩市国民健康保険税条例の一部改正についての報告と質疑を終わります。

そのほか、事務局からございますか。

○事務局（宮野課長）

～「平成 31 年度運営協議会開催予定について」説明～

○内田会長

ただいま、平成 31 年度の運営協議会開催予定について説明がありましたが、これについて質問はございますか。

（なし）

それでは、これにて平成 30 年度第 4 回石狩市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。

皆さま、ありがとうございました。

閉 会（19：10）

上記会議の経過を記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成31年 3月 5日

会 長 内 田 博 印